

長沼ナイキ基地訴訟

自衛隊は憲法違反

昭和25年6月、朝鮮動乱が起きると、G H Q 司令官マッカサーは、「警察予備隊の創設」を日本に指示そして8月、7万5千人の人員で警察予備隊が発足した。

昭和27年国内では血のメーデー事件などで治安の強化が計られ8月、保安庁が生まれると、警察予備隊は、保安隊に名を改めそして昭和29年7月防衛庁が発足し、ここに、陸海空、それぞれの自衛隊が誕生した。

『自衛のための必要な最小限度』という歴代の首相、政府の見解のもとに、第1次防から第4次防へと自衛隊は膨脹の一途をたどり、昭和48年の今日、日本の防衛予算は世界第8位にランクされるまで至った。

そしてその自衛隊の陣容は、近代戦に対応できる装備をそなえ、第4次防完了時には陸上18万人、戦車820両、ホーク8個大隊海上、艦艇21万4千トン。

航空、ファンタム、F104Jなど迎撃機770機。地対空ミサイルナイキJ 6個大隊と、その装備は整えられることになる。自衛隊は合憲か違憲か。戦後の憲法裁判史上、最大の争点をはらんだ、北海道長沼町のナイキ基地訴訟は9月7日、午前10時札幌地方裁判所で判決が下された。その朝、札幌地方裁判所はものものしい空気に包まれていた。わずか72枚の傍聴券を手に入れようと、3日前からならんばかり傍聴希望者。午前9時20分、原告側が入廷。続いて9時25分には福島裁判長が姿を見せた。そして判決は下された。

判決 判決主文 被告農林大臣が行なった本件、保安林指定解除処分を取り消す。

判決骨子 現在の自衛隊は、その規模装備能力からみて、憲法第九条第二項にいう「陸海空軍戦力」に該当し、憲法違反である。

この判決に、地裁前でじっと見守っていた原告側や支援団体は高々とVサインを出しあって「勝った！勝った！平和憲法のいのちがよみがえった」と喜びあう。

彦坂弁護団長も「司法のあらしの中で、勇気をもって司法権を使用した裁判所を高く評価する。この裁判を支援して下さった皆さんにお礼をいいます」と喜びの声を訴えた。

北海道長沼町、そこは防衛上最高の要地であると同時に最適の場所でもあった。昭和43年5月、突然、基地をつくるから、馬追山の保安林を切ると発表された。ただちに、地元農民によるミサイル基地設置反対同盟が結成され、翌44年7月、札幌地方裁判所へ保安林解除取消し訴訟を起こした。しかし、45年6月、保安林は伐採、46年12月、管理塔完成、部隊駐屯。47年5月レーダー搬入、12月ナイキJ本隊搬入、そして48年2月実戦配備体制は完了基地は着実に既成事實となつた。

長沼町は基地が出来あがるこの4年間に、防衛施設周辺整備法による不相応な19億円にものぼる国庫補助でその姿をかえた。町内の主要道路は完全舗装されオンボロ校舎は防音施設付3階鉄筋校舎に、そしてコミュニティーセンターまで誕生した。こうした中で、大部分の反対派農民が基地反対への闘いをあきらめていった。反対運動は地元農民の手から裁判を支える弁護団や支援の団体、政党へとひきつがれ、「生活の闘い」から「思想の闘い」へと性格を変えていった。

『基地を撤去せよ！』『自衛隊はただちに解散せよ！』というシュプレヒコールがこの日、地元長沼町にあふれた。しかし、そこに地元農民の姿はほとんどみられなかつた。

ある農民は『自衛隊の基地ができたからといって生活は何も変わらない。かえって道路が良くなったりして便利になったぐらいのもんだ』。そんな地元の声を他所に基地には連日デモ隊がおしかけ、基地撤去自衛隊解散を叫びつづける。

判決後、山中防衛庁長官は全国の隊員に訓辞をのべた。

「変転流動する現在の世界情勢のもとにおいては、いかなる国といえども自衛の努力なしには、その存立をまとうしえない。我々がこの事を忘れる時は、我が滅亡につながるものといわねばならない。この判決は重大な判断の誤ちを犯している。従って政府としては自衛力整備の方針に変更を加えるつもりはない。『この長い裁判闘争の間、国側の裁判官忌避にあり、更に上司の不当介入、平賀書簡にみられる司法の危機などをのりこえ、この判決を終えた福島裁判長は、

『現憲法下のもとでは、これ以外の判決はない。この判決について、国民ひとりひとりが憲法の趣旨をよく理解してうけとめてもらいたいと思う。』と語った。

今こそ、日本の国民が国の防衛について、そして自衛隊の存在について考える時ではないだろうか。